

○丹波篠山の家普及促進事業補助金交付要綱

令和3年3月31日

要綱第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹波篠山の気候風土・文化に根差した健康的で住みよい住宅の普及を促進するため、意匠、色彩、材料等を定めた丹波篠山の家認定基準（以下「認定基準」という。）に適合する住宅の建築工事及び普及啓発活動に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、丹波篠山市補助金等交付規則（平成17年篠山市規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定住宅 第5条の規定により市長が事業認定した注文住宅又は建売住宅をいう。
- (2) 注文住宅 建築主の希望を反映して建築を行う新築の住宅をいう。
- (3) 建売住宅 土地と建物を一体として販売する既に建築済みの住宅をいう。
- (4) 市内工務店 市内に主たる事業所を有する者をいう。
- (5) 下屋 主屋から差し掛けて作り出した小屋根で、その下に柱又は壁を有するものをいう。

(補助の種別、補助対象者、補助対象経費及び補助限度額)

第3条 補助の種別は、次に掲げるものとし、それぞれの補助対象者、補助対象経費及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 建築工事費補助
- (2) 普及啓発費補助

(認定の申請)

第4条 補助対象事業の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、丹波篠山の家普及促進事業認定申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(事業認定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容を審査し、認定することが適当と認めたときは、丹波篠山の家普及促進事業認定通知書（様式第2号）により、認定申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による事業認定に当たり、条件を付することができる。

(事業変更等)

第6条 前条の規定により事業認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定事項を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）又は廃止しようとするときは、速やかに丹波篠山の家普及促進事業認定変更（廃止）承認申請書（様式第3号）に、変更にあつては、変更の内容を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（事業変更等の承認）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容を審査し、事業変更の承認をすることが適当と認めたときは、丹波篠山の家普及促進事業認定変更（廃止）承認通知書（様式第4号）により、認定事業者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、第5条第1項の規定による認定の日（変更の場合は、当該変更の認定の日）から3年以内に、次の各号に掲げる認定住宅の区分に応じ、当該各号に定める者が次条の交付申請をしないときは、認定を取り消すことができる。ただし、災害等による場合はこの限りでない。

(1) 注文住宅 認定事業者

(2) 建売住宅 当該建売住宅を取得した者

（交付の申請）

第9条 建築工事費補助に係る補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、認定住宅の取得後、丹波篠山の家普及促進事業補助金交付申請書（様式第5号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 普及啓発費補助に係る補助金の交付を受けようとする者は、丹波篠山の家普及促進事業補助金交付申請書（様式第6号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請について必要があると認めるときは、交付申請者若しくは認定事業者から報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、丹波篠山の家普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、条件を付することができる。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業

者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、丹波篠山の家普及促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。この場合において、普及啓発費補助に係る補助金の請求にあつては、別表第3に掲げる書類を添付するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付の決定を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 補助事業者は、市長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、市長が定める期間内に当該補助金を返還しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日要綱第27号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日要綱第23号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補助の種別	補助対象者	補助対象経費	補助限度額
建築工事費補助	認定住宅を取得しようとする者 (当該工事に対し、本市から他の補助金等の交付を受けている者を	認定住宅の取得に要する費用(1,000万円以上)	70万円(別表第2に掲げる必須項目及び任意項目の全てを満たす場合にあつては、130万円)。別表第2に掲げる任意項目の屋根、材料及び長寿命化をそれぞれ満たした場合は、各10万円を、市内工務店による施工の場合は、30万円をそれぞれ加算す

	除く。） で、次の各号の全てに該当するもの (1) 市内に住民登録のある者 (2) 市税を完納している者		る。
普及啓発費補助	認定住宅を建築しようとする市内工務店で、市税を完納しているもの	認定住宅の現地案内会（中間・完成）において要する次の経費 ・イベント、セミナー開催時のアドバイザーへの謝金 ・告知チラシの作成費 ・開催案内通知費 ・開催のための消耗品費 ・モデル家具等のリース費用 ・その他市長が認めるもの	実施に要した経費又は１０万円のいずれか少ない方の金額

別表第２（第４条関係）

項目		認定基準
必須項目	用途	・一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）であること。
	構造	・木造であること。
	階数	・地上２階以下であること。
	意匠 屋根	・形状は、切妻又は入母屋であること（下屋を除く。）。

	・ 色 彩		・仕上げは瓦葺き（下屋を除く。）とし、色彩は黒又は灰色系であること。 ・下屋を設け、その下の柱又は壁で囲まれた部分の面積が1か所当たり3平方メートル以上であること（平家建てを除く。）。
		軒	・軒を設け、やむを得ない事由がある場合を除き、軒の出は、60センチメートル以上であること。
		外壁	・左官仕上げ又は板張りを外壁（開口部を含む。）面積の合計の5分の1以上使用していること。 ・色彩は、景観計画の区域ごとの基準に適合していること。ただし、着色されていない自然系素材を使用し、周辺の景観と調和している場合は、この限りでない。
	材料		・兵庫県産木材を10立方メートル以上使用していること。
	居住環境		・地区計画、景観計画、伝統的建造物群保存地区、条例によるまちなみの計画（整備計画、里づくり計画等）等の区域内である場合は、これらの計画（地区）の基準（伝統的建造物群保存地区は修景基準）に適合していること。
任 意 項 目	屋根		・和瓦葺きであること（下屋を除く。）。
	材料		・居室において、丹波篠山産木材を使用した「梁、柱、天井、壁、床」のいずれかが目視できること。
	長寿命化		・長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅（以下「長期優良住宅」という。）の認定を受けていること、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく日本住宅性能表示基準における住宅性能評価劣化対策等級3であること。
	市内工務店利用		・市内に主たる事業所を有する者による施工であること。

※必須項目は、全ての認定基準に適合していること。

別表第3（第4条、第9条、第11条関係）

補助の種別	添付図書	
	第4条関係	第9条、第11条関係
建築工事費	1 注文住宅	1 注文住宅

補助	(1) 丹波篠山の家設計説明書（様式第 1 号の 2） (2) 建物の位置図 (3) 建物の配置図 (4) 平面図・断面図 (5) 立面図（着色） (6) 仕上表 (7) 矩計図 (8) 工事見積書の写し (9) 各計画届出受付書写し（該当有りの場合） (10) その他市長が必要と認める書類 2 建売住宅 (1) 会社定款又は決算書写し (2) 丹波篠山の家設計説明書（様式第 1 号の 2） (3) 建物の位置図 (4) 建物の配置図 (5) 平面図・断面図 (6) 立面図（着色） (7) 仕上表 (8) 矩計図 (9) 工事見積書の写し (10) 各計画届出受付書写し（該当有りの場合） (11) その他市長が必要と認める書類	(1) 建築主の住民票の写し（住民登録の状況確認の同意を得た場合は不要） (2) 建物登記事項証明書又は引渡証明書の写し (3) 建物の位置図 (4) 建物の配置図 (5) 平面図・断面図 (6) 立面図（着色） (7) 仕上表 (8) 矩計図 (9) 兵庫県産材の産地証明書の写し、又は出荷証明書の写し (10) 丹波篠山産材の産地証明書の写し、又は出荷証明書の写し（丹波篠山産木材を使用した場合に限る。） (11) 長期優良住宅認定通知書の写し又は住宅性能評価書の写し（該当有りの場合） (12) 領収書の写し (13) 工事完成写真 (14) その他市長が必要と認める書類 2 建売住宅 (1) 購入者の住民票の写し（住民登録の状況確認の同意を得た場合は不要） (2) 売買契約書の写し (3) 建物登記事項証明書又は引渡証明書の写し (4) 建物の位置図 (5) 平面図・断面図 (6) 立面図（着色）
----	---	--

		(7) 仕上表 (8) 矩計図 (9) 兵庫県産材の産地証明書 の写し、又は出荷証明書の の写し (10) 丹波篠山産材の産地証 明書の写し、又は出荷証明 書の写し（丹波篠山産木材 を使用した場合に限る。） (11) 長期優良住宅認定通知 書の写し又は住宅性能評価 書の写し（該当有りの場 合） (12) 領収書の写し (13) 購入住宅の写真 (14) その他市長が必要と認 める書類
--	--	---